

仲 裁 判 断

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構

JSAA-AP-2024-001

申 立 人 : X

申立人代理人 : 弁護士 高木 裕康

同 山口 洋平

被 申 立 人 : 公益社団法人日本武術太極拳連盟 (Y)

被申立人代理人 : 弁護士 舟久保 賢一

主 文

本件スポーツ仲裁パネルは、申立人と被申立人との間に成立した以下の内容の和解を、仲裁判断とする。

申立人と、被申立人は、JSAA-AP-2024-001号仲裁事案の仲裁申立て（以下「本仲裁申立て」という。）に関し、次のとおり合意する。

- 1 被申立人は、申立人に対して、令和5年（2023年）12月16日に行った、申立人に対する強化指定選手としての指定を解除するとの決定を取り消す。
- 2 被申立人は、申立人が被申立人の強化指定選手としての地位にあることを確認する。
- 3 被申立人は、申立人に対して、令和6年（2024年）11月5日以降、日本連盟トレーニングセンターにて行われる強化訓練のうち、月曜日、火曜日及び水曜日に行われる訓練への参加を認める。
- 4 被申立人は、申立人に対して、令和7年（2025年）1月1日以降、前項の強化訓練について、曜日を問わず参加することを認める。
- 5 申立人と被申立人は、申立人と被申立人との間には、本件に関し、この和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを確認する。

- 6 本仲裁申立てにかかる費用は、各自の負担とする。

理由

1 判断の理由

申立人は、2024年4月18日、仲裁申立書により、被申立人が令和5年（2023年）12月16日に申立人に対して行った、強化指定選手としての指定を解除するとの決定を取り消すこと等を求めて、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に仲裁を申し立てた。本件スポーツ仲裁パネルは、同年9月9日、審問期日において、当事者双方の承諾を得て、被申立人に和解の可能性があるかを検討するよう要請し、被申立人は、同年10月4日、和解条項案を提示した。そこで、本件スポーツ仲裁パネルは、申立人からの意見を聴取の上、同月10日、当事者双方に仲裁パネルにおける和解条項の提案を行い、申立人及び被申立人は、同月11日、この和解案に合意した。また、申立人及び被申立人は、スポーツ仲裁規則第45条に基づき、その和解内容を仲裁判断とすることを要請した。

以上の経過から、本件スポーツ仲裁パネルは、両当事者の和解内容を仲裁判断とすることを相当と認め、和解内容を仲裁判断とする。

2 仲裁手続の経過

別紙仲裁手続の経過のとおり

3 結論

よって、本件スポーツ仲裁パネルは、主文のとおり判断する。

以上

2024年10月21日

スポーツ仲裁パネル

仲裁人 高松 政裕

仲裁人 宮武 雅子

仲裁人 安藤 尚徳

仲裁地：東京都

仲裁手続の経過

1. 2024年4月18日、申立人は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（以下「機構」という。）に対し、「仲裁申立書」「仲裁合意書」「委任状」「証拠説明書」及び書証（甲第1～6号証）を提出し、本件仲裁を申し立てた。
2. 同月23日、機構は、スポーツ仲裁規則（以下「規則」という。）第15条第1項に定める確認を行った上、同条項に基づき申立人の仲裁申立てを受理した。
3. 同月25日、申立人は、機構に対し、「仲裁人選定通知書」を提出した。
4. 同年5月8日、申立人が提出した「仲裁人選定通知書」に基づき、機構は、申立人側仲裁人として宮武雅子を選定し、「仲裁人就任のお願い」を送付した。
5. 同月10日、被申立人が期限までに仲裁人選定を行わなかったことを受け、機構は、被申立人側仲裁人として安藤尚徳を選定し、「仲裁人就任のお願い」を送付した。
同日、安藤尚徳は、仲裁人就任を承諾した。
6. 同月13日、宮武雅子は、仲裁人就任を承諾した。
7. 同月14日、機構は、宮武仲裁人及び安藤仲裁人に対し、「第三仲裁人選定のお願い」を送付した。
同日、被申立人は、機構に対し、「答弁書」「証拠説明書」「定款」「現在事項全部証明書」「委任状」及び書証（乙第1及び2号証）を提出した。
8. 同月15日、宮武仲裁人及び安藤仲裁人は、機構に対し、「第三仲裁人選定通知書」を提出した。
9. 同月16日、機構は、「第三仲裁人選定通知書」に基づき、高松政裕を第三仲裁人として選定し、「第三仲裁人就任のお願い」を送付した。
同日、高松政裕は、第三仲裁人就任を承諾し、高松政裕を仲裁人長とし、宮武雅子及び安藤尚徳を仲裁人とする、本件スポーツ仲裁パネルが構成された。（当事者への通知は同月17日）
10. 同月21日、機構は、仲裁専門事務員として岡本健太郎を選定し、「仲裁専門事務員就任のお願い」を送付した。
11. 同月23日、岡本健太郎は、仲裁専門事務員就任を承諾した。
12. 同月31日、本件スポーツ仲裁パネルは、本件に関する釈明事項等について、「スポーツ仲裁パネル決定（1）」を行った。
13. 同年6月14日、被申立人は、機構に対し、主張書面1、証拠説明書及び書証（乙第3～11号証）を提出した。

14. 同月 28 日、申立人は、機構に対し、申立人主張書面(1)、証拠説明書(2)及び書証（甲第 7 号証）を提出した。
15. 同年 7 月 3 日、本件スポーツ仲裁パネルは、申立人及び被申立人の提出書面等について、「スポーツ仲裁パネル決定(2)」を行った。
16. 同月 12 日、申立人は、機構に対し、申立人主張書面(2)を提出した。
17. 同月 26 日、被申立人は、機構に対し、主張書面 2、証拠説明書及び書証（乙第 12～13 号証）を提出した。
18. 同年 8 月 1 日、本件スポーツ仲裁パネルは、審尋期日の開催等について、「スポーツ仲裁パネル決定(3)」を行った。
19. 同月 6 日、本件スポーツ仲裁パネルは、証人尋問申請書、陳述書等の提出期限の延長について、「スポーツ仲裁パネル決定(4)」を行った。
20. 同月 19 日、申立人は、機構に対し、証人尋問申請書、証拠説明書(3)及び書証（甲第 8～10 号証）を提出した。
同日、被申立人は、機構に対し、証拠申出書及び「審問期日出席者」と題する書面、証拠説明書及び書証（乙第 14 号証）を提出した。
21. 同年 9 月 2 日、本件スポーツ仲裁パネルは、申立人及び被申立人に対する証人の採否について、「スポーツ仲裁パネル決定(5)」を行った。
22. 同月 5 日、被申立人は、機構に対して、証拠説明書及び書証（乙第 15 号証の 1～8）を提出した。
23. 同月 9 日、都内にて審問期日が開催され、証人尋問終了後、本件スポーツ仲裁パネルにより、申立人及び被申立人に対し、本件を和解で解決することを希望するか否かの確認が行われ、被申立人が和解案を提出することとなった。
24. 同月 11 日、申立人は、機構に対し、申立人代理人の所属事務所変更等に関する上申書（送達場所変更届出書）を提出した。
25. 同年 10 月 4 日、被申立人は、機構に対し、「和解案の提案」と題する書面を提出した。
26. 同月 10 日、本件スポーツ仲裁パネルは、申立人及び被申立人に対して、和解条項案（以下「本和解案」という。）を示した。
27. 同月 11 日、都内にて実地とオンラインの併用にて審問が開催され、申立人及び被申立人の間で、申立人が機構に対して本和解案の受諾の意思を通知することをもって、本和解案に基づく和解が成立する旨が合意された。
28. 同日、申立人は、機構に対し、本和解案を受諾する旨を通知した。

以上

以上は、仲裁判断の謄本である。
公益財団法人日本スポーツ仲裁機構
代表理事（機構長） 沖野 眞己
（公印省略）